

令和 2 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

令和 2 年 1 月 30 日 (木) 1 日

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	3
○ 応招議員名簿	5
○ 1月30日（議事日程第1号）	7
○ 会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	13
会期を定めることについて	14
議席の一部変更について	14
議案審議	14

宮古島市告示第21号

令和2年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和2年1月23日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 令和2年1月30日（木）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (3) 令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）
- (4) 令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- (5) 令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (6) 令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (7) 令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (8) 宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (9) 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (10) 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (11) 平良港旅客受入施設建設工事（建築）請負契約について
- (12) 伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約について
- (13) 伊良部屋外運動場整備工事（スポーツ交流棟）請負契約について
- (14) 伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約について
- (15) 久松放課後児童クラブ指定管理者の指定について
- (16) 宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について
- (17) 宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の指定について
- (18) 専決処分の報告について
- (19) 専決処分の報告について
- (20) 専決処分の報告について

宮古島市告示第22号

令和2年1月30日招集の令和2年第1回宮古島市議会（臨時会）に付議する事件を、
次のとおり追加する。

令和2年1月27日

宮古島市長 下地敏彦

(1) 議席の一部変更について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)	市 長	令和2年 1月30日	令和2年 1月30日	原案可決
議案 第 2 号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 6 号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第4号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 7 号	令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 8 号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 9 号	宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 10号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 11号	平良港旅客受入施設建設工事(建築)請負契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第 12号	伊良部屋外運動場整備工事(メインスタジアム・建築)請負契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第 13号	伊良部屋外運動場整備工事(スポーツ交流棟)請負契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第 14号	伊良部屋外運動場整備工事(外構)請負契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第 15号	久松放課後児童クラブ指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第 16号	宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第17号	宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の 指定について	市長	令和2年 1月30日	令和2年 1月30日	原案可決
報告 第1号	専決処分の報告について	〃	〃		
報告 第2号	専決処分の報告について	〃	〃		
報告 第3号	専決処分の報告について	〃	〃		
	議席の一部変更について		〃	〃	可決

開会日（令和2年1月30日）に応招した議員

山	里	雅	彦	君	國	仲	昌	二	君
高	吉	幸	光	〃	友	利	光	德	〃
新	里		匠	〃	上	里		樹	〃
平		百	合	香	下	地	勇	德	〃
仲	里	夕	カ	子	栗	国	恒	広	〃
島	尻			誠	上	地	廣	敏	〃
平	良	和		彦	平	良	敏	夫	〃
下	地	信		広	佐	久	本	洋	介
砂	川	辰		夫	棚	原	芳	樹	〃
我	如	古	三	雄	濱	元	雅	浩	〃
前	里	光		健	眞	榮	城	德	彦
狩	俣	政		作					〃

令和 2 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

令和 2 年 1 月 30 日 (木)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和2年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

令和2年1月30日(木) 午前10時開会

- | | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 〃 第 2 | | 会期を定めることについて | |
| 〃 第 3 | | 議席の一部変更について | |
| 〃 第 4 | 議案第 8 号 | 宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について | (市長提出) |
| 〃 第 5 | 〃 第 9 号 | 宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について | (〃) |
| 〃 第 6 | 〃 第 10 号 | 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | (〃) |
| 〃 第 7 | 〃 第 1 号 | 令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第5号) | (〃) |
| 〃 第 8 | 〃 第 2 号 | 令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) | (〃) |
| 〃 第 9 | 〃 第 3 号 | 令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号) | (〃) |
| 〃 第 10 | 〃 第 4 号 | 令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) | (〃) |
| 〃 第 11 | 〃 第 5 号 | 令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | (〃) |
| 〃 第 12 | 〃 第 6 号 | 令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第4号) | (〃) |
| 〃 第 13 | 〃 第 7 号 | 令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | (〃) |
| 〃 第 14 | 〃 第 11 号 | 平良港旅客受入施設建設工事(建築)請負契約について | (〃) |
| 〃 第 15 | 〃 第 12 号 | 伊良部屋外運動場整備工事(メインスタジアム・建築)請負契約について | (〃) |
| 〃 第 16 | 〃 第 13 号 | 伊良部屋外運動場整備工事(スポーツ交流棟)請負契約について | (〃) |
| 〃 第 17 | 〃 第 14 号 | 伊良部屋外運動場整備工事(外構)請負契約について | (〃) |
| 〃 第 18 | 〃 第 15 号 | 久松放課後児童クラブ指定管理者の指定について | (〃) |
| 〃 第 19 | 〃 第 16 号 | 宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について | (〃) |
| 〃 第 20 | 〃 第 17 号 | 宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の指定について | (〃) |
| 〃 第 21 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について | (〃) |
| 〃 第 22 | 〃 第 2 号 | 専決処分の報告について | (〃) |
| 〃 第 23 | 〃 第 3 号 | 専決処分の報告について | (〃) |

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和2年第1回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

令和2年1月30日(木) 午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
1月30日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議席の一部変更 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

令和2年第1回宮古島市議会臨時会会議録

令和2年1月30日(木)

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(23名)

(閉会=午後2時43分)

議長(20番)	山里雅彦君	議員(12番)	國仲昌二君
副議長(11〃)	高吉幸光〃	〃(13〃)	友利光徳〃
議員(1〃)	新里匠〃	〃(14〃)	上里樹〃
〃(2〃)	平百合香〃	〃(15〃)	下地勇徳〃
〃(3〃)	仲里タカ子〃	〃(16〃)	栗国恒広〃
〃(4〃)	島尻誠〃	〃(17〃)	上地廣敏〃
〃(5〃)	平良和彦〃	〃(18〃)	平良敏夫〃
〃(6〃)	下地信広〃	〃(19〃)	佐久本洋介〃
〃(7〃)	砂川辰夫〃	〃(21〃)	棚原芳樹〃
〃(8〃)	我如古三雄〃	〃(22〃)	欠員
〃(9〃)	前里光健〃	〃(23〃)	濱元雅浩〃
〃(10〃)	狩俣政作〃	〃(24〃)	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下地敏彦君	上下水道部長	兼島方昭君
企画政策部長	友利克〃	伊良部支所長	上地成人〃
総務部長	宮国高宣〃	総務課長	与那覇弘樹〃
福祉部長	下地律子〃	企画調整課長	上地俊暢〃
生活環境部長	垣花和彦〃	財政課長	砂川朗〃
振興開発プロジェクト局長	大嶺弘明〃	教育長	宮國博〃
建設部長	下地康教〃	教育部長	下地信男〃
農林水産部長	松原清光〃	生涯学習部長	下地明〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地昭人君	次長補佐兼議事係長	仲間清人君
次長	友利毅彦〃	議事係	久志龍太〃
次長補佐	富浜靖雄〃		

令和2年第1回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

令和2年1月30日（木）

	令和元年第7回宮古島市議会定例会（12月）で議決した「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書」外3件の意見書については、令和元年12月18日付で関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から令和元年10月分、11月分の例月出納検査結果報告があった。
令和元年 12月19日	宮古製糖株式会社伊良部工場で開催された「製糖操業開始式」に出席し、挨拶を述べた。 ----- 市内ホテルで開催された「2019年一般社団法人宮古島観光協会忘年会」に出席し、挨拶を述べた。
令和2年 1月 5日	マティダ市民劇場で開催された「令和2年宮古島市成人式」に出席し、祝辞を述べた。
1月 6日	市内ホテルで開催された「2020年宮古島市新春の集い」に出席し、鏡開きを行うとともに新年の挨拶を述べた。
1月 7日	沖縄製糖株式会社宮古工場で開催された「2019／2020年期製糖操業開始式」に出席し、挨拶を述べた。 ----- 宮古製糖株式会社城辺工場で開催された「令和元／2年期製糖操業開始式」に出席し、挨拶を述べた。
1月10日	宮古島市役所平良庁舎で開催された「第36回全日本トライアスロン宮古島大会100日前・残暦板設置式」に出席し、挨拶を述べた。
1月12日	宮古島市消防本部で挙行された「令和2年宮古島市消防出初式」に高吉幸光副議長が出席し、祝辞を述べた。 ----- 七原コミュニティーセンターで開催された「令和2年宮古島市消防団新春の集い」に高吉幸光副議長が出席し、挨拶を述べた。
1月19日	沖縄県農業協同組合宮古家畜市場で開催された「令和2年家畜セリ市場初セリ式典」に出席し、挨拶を述べた。
1月23日	下地敏彦市長から令和2年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
1月25日	市内ホテルで開催された「令和元年度沖縄県文化協会賞受賞祝賀会」に出席し、挨拶を述べた。
1月27日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日1月30日の1日とするのが適当であると決した。 また、同委員会では議案第1号から議案第17号までの計17件については委員会付託を省略し、処理することと決した。

	<p>なお、同委員会では議員の会派への入会に伴う「議席の一部変更について」の取り扱いについて諮問したところ、追加の告示を依頼することと決したので、直ちに下地敏彦市長宛て「付議事件の追加告示について」の依頼を行った。</p> <p>同じく同委員会では、議会運営に関する申し合わせ事項の「一般質問日数」のただし書の改正についても諮問したところ、「ただし、一般質問通告者が<u>20名以下</u>の場合は4日間とする。」を「ただし、一般質問通告者が<u>18名以下</u>の場合は4日間とする。」に改正することと決した。</p> <p>下地敏彦市長から「議席の一部変更について」を付議事件として追加告示した旨の通知があった。</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和2年第1回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされた。</p> <p>また、同協議会では議会運営委員会において決した事項の報告をした。</p> <p>そのほか、引き続き協議することとなっていた國仲昌二君申し出の「一般質問の持ち時間を現行の答弁を含め60分以内から答弁を除く30分以内に変更することについて」は、本日1月30日、臨時会閉会后全員協議会を開催し協議することと決した。</p>
<p>1月27日～ 29日</p>	<p>28日、熊本県八代市内ホテルで開催された「九州市議会議長会第4回理事会」に出席した。同理事会では市議会議長の異動に伴う「役員の補欠選任」について報告があり、了承された。</p> <p>また、同理事会では同議長会事務報告に引き続き、令和2年4月22日に宮崎県宮崎市で開催される第95回同議長会定期総会日程（案）について了承された。</p> <p>そのほか、第96回同議長会定期総会開催地を鹿児島県とすることと決した。</p>
<p>1月29日</p>	<p>荷川取漁港内で開催された「宮古島漁協鮮度保持施設供用開始式」に高吉幸光副議長が出席し、挨拶を述べた。</p> <p>市内ホテルで開催された「令和2年宮古地区医師会新年会」に高吉幸光副議長が出席し、挨拶を述べた。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（山里雅彦君）

ただいまから令和2年第1回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告をさせます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により諸般の報告をいたします。

令和元年第7回宮古島市議会定例会で議決した居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書外3件の意見書については、令和元年12月18日付で関係機関へ送付いたしました。

1月23日、下地敏彦市長から令和2年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

1月27日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日1月30日の1日とするのが適当であると決しました。

また、同委員会では、議案第1号から議案第17号までの計17件については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。なお、同委員会では議員の会派への入会に伴う議席の一部変更についての取り扱いについて諮問したところ、追加の告示を依頼することと決しましたので、直ちに下地敏彦市長宛て、付議事件の追加告示についての依頼を行いました。

同じく同委員会では議会運営に関する申し合わせ事項の一般質問日数のただし書きの改正についても諮問したところ、「ただし、一般質問通告者が20名以下の場合は4日間とする」を「ただし、一般質問通告者が18名以下の場合は4日間とする」に改正することと決しました。

同1月27日、下地敏彦市長から議席の一部変更についてを付議事件として追加告示した旨の通知がありました。

議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和2年第1回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がなされました。また、同協議会では議会運営委員会において決した事項の報告をいたしました。

そのほか、引き続き協議することとなっていた國仲昌二君申し出の一般質問の持ち時間を現行の答弁を含め60分以内から答弁を除く30分以内に変更することについては、本日1月30日、臨時会閉会后、全員協議会を開催し、協議することと決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（山里雅彦君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において砂川辰夫君及び國仲昌二君を指名しま

す。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1月30日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1月30日の1日と決しました。

次に、日程第3、議席の一部変更についてを議題とします。

議員の会派への入会に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。22番、砂川辰夫君を7番に変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

それでは、ただいま決しました議席にお着きをお願いします。

休憩します。

(休憩=午前10時09分)

(変更後の議席着席)

◎議長(山里雅彦君)

再開します。

(再開=午前10時10分)

次に、日程第4、議案第8号から日程第23、報告第3号までの計20件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長(下地敏彦君)

令和2年第1回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案7件、条例議案3件、議決議案7件、報告3件の合計20件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)です。今回の補正は1,986万8,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ438億846万4,000円と定めてあります。

議案第2号、令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。今回の補正は2万9,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億5,208万9,000円と定めてあります。

議案第3号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)。今回の補正は、繰越明許費の設定を行っております。

議案第4号、令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)。今回の補正は10万

4,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億790万3,000円と定めてあります。

議案第5号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。今回の補正は10万8,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,518万2,000円と定めてあります。

議案第6号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第4号)。今回の補正は31万6,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億8,585万8,000円と定めてあります。

議案第7号、令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。今回の補正は7万8,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,016万3,000円と定めてあります。

次に、条例議案につきましてご説明申し上げます。議案第8号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について。令和元年度人事院及び沖縄県人事委員会勧告の内容に基づき、勤勉手当及び住居手当の改定を行う必要があるため、本案を提出します。

議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、本案を提出します。

議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げる必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案につきましてご説明申し上げます。議案第11号、平良港旅客受入施設建設工事(建築)請負契約について。平良港旅客受入施設建設工事(建築)の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事(メインスタジアム・建築)請負契約について。伊良部屋外運動場整備工事(メインスタジアム・建築)の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第13号、伊良部屋外運動場整備工事(スポーツ交流棟)請負契約について。伊良部屋外運動場整備工事(スポーツ交流棟)の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事(外構)請負契約について。伊良部屋外運動場整備工事(外構)の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第15号、久松放課後児童クラブ指定管理者の指定について、議案第16号、宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定について、議案第17号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の指定について。以上の3つの議案につきましては、公の施設について指定管理者の指定をするには地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告についてにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

以上、ご説明を申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（山里雅彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎我如古三雄君

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、10ページですね。20款繰入金、2項基金繰入金、歳入の目でいきますが、1目財政調整基金繰入金が201万1,000円減になっております。このほうの説明をちょっと詳細にお願いしたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

それでは、議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の10ページの歳入の部分について、1目の財政調整基金繰入金のマイナス201万1,000円の補正減の説明になります。財政調整基金からの繰入金が減となったことにつきましては、歳出の総合体育館改修事業が当初予算において財源を一般財源で予算措置しておりましたが、総合体育館の建てかえとなる複合型スポーツ振興・人材育成拠点施設整備事業の基本構想作成委託業務が補助事業となったことから、一般財源で800万円が特定財源に振りかえられたこと、また文化ホールの人件費について、4月以降は職員の配置がされなくなったことで当初予算に計上されていた分を減額したことで予算措置してあった一般財源に余剰が生じたことによるものでございます。特に文化ホールの人件費につきましては、4月に文化ホールを、課でございましたけど、生涯学習振興課のほうに係として異動した部分で、ちょっと計上が二重計上になったということで、去年の9月のほうで整理すべきだったんですけど、それをちょっと見逃したもんですから、今回のマイナスとなったということでございます。

◎我如古三雄君

わかりました。

次に、議案第17号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の指定について伺います。先ほど伊良部支所長から説明がありましたが、代表者の変更というふうなことで、土壇場に来て代表者の変更というふうなことでありますが、なぜ代表者の変更になったのか、少し理由を説明をお願いします。

◎伊良部支所長（上地成人君）

これまで川平三秀氏が伊良部島産業振興株式会社の代表者ということで登記されておりましたけども、川平三秀氏から体調不良ということで辞任したいという旨の届け出があったと。そこで役員会に諮ったところ、奥濱剛氏を代表取締役に内定したという経緯でございます。

また変更登記の申請を会社側はしておりましたけども、変更登記の完了が指定管理者候補者選定ですので、申請にちょっと間に合わなくて、申請が締め切った後に完了が行われております。その完了後に速やかに会社側としては我々に報告がなされておればですね、奥濱氏が代表として議案として提出できたかと思われましても、我々事務局に報告がなされていなかったものですから、今回の差しかえとなりました。

◎我如古三雄君

これ審査会を経てきているわけですが、審査会の途中ではそういうことはなかったわけですね。

それから、この代表者の変更に伴ってですね、実際にこれから指定管理を受ける際に、この指定管理を進めていく上において代表者が変更になったというふうなことで、管理上問題はないと思われるのか、ちょっとその辺をお願いしたいと思います。

◎伊良部支所長（上地成人君）

今回代表者が川平氏から奥濱氏へかわりましたけども、施設の管理運営上支障はないものと考えております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

何点か質疑させてください。

まず、議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）ですけども、22ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の補正1,700万円余の県支出金と、あと一般財源の振り分けで出されていますけども、この内容の説明とですね、35ページの10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設管理費、これ全員協議会でもちょっとお話があったと思うんですけど、もう一度減の説明をですね、お願いします。

あと、議案第11号、平良港旅客受入施設建設工事（建築）請負契約についての別紙ですかね。資料2になるんですかね。これがですね、工期が令和2年3月29日、議決の日の翌日からということなので、若干2カ月弱ぐらいを見ていると思うんですが、ちょっと資料を拝見させていただいたんですが、何かつくりがガルバリウム鋼板、いろいろ使用されているんですが、2カ月で完成できるのか、あるいは供用開始の日程など。これ建築で出ているんですが、電気、例えば機械設備などは今後あるのか、その説明をちょっとお伺いしたいなど。

あとですね、続いて議案第12号、13号、14号の伊良部屋外運動場整備工事の案件が出されていますけども、これも同じように請負は建築のみなんです。スタジアムの電気だったり、一部屋外の外構ですか、これで設備は入っているようなんですが、ほかで中のスタジアムとかの設備関係が見えないんですが、これ後でやるのか、その辺をまずお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

まず、議案第11号、平良港旅客受入施設建設工事（建築）請負契約についてのご質疑にお答えいたします。

これは、平良港旅客受入施設建設工事、これ建築というふうになっておりますけれども、工期の問題のご質疑がございました。これは、工期がちょっと少ないのではないかなという趣旨のご質疑だったかと思っておりますけれども、基本的にこれ鉄骨構造でございまして、従来の建築工事よりは型枠等の作業がございませんので、工期は短縮されるというふうを考えてございまして、我々は本年度内に工期を設定しておりますけれども、しかしながら工期がおくれることがあった場合はですね、繰り越し手続を今回議案のほうにも上程しておりますので、ちょっと延びた場合はですね、その繰り越しの手続の中で工期の延長を設定していきたいというふうと考えてございまして、基本的には今年度で完成をさせたいというふう考えております。

それと、議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約についてから議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてにかけてのご質疑でございますけれども、これ伊良部屋外運動場整備事業に関してでございます。これ今現在議案で上程しておりますのは、議会にかける案件として上程をしてございますので、そのほか例えば電気であったりとか、そういったものに関しましては今後その工事の発注が出てくるということになります。

それと、もう一つですね、議案第13号、伊良部屋外運動場整備工事（スポーツ交流棟）請負契約についてのスポーツ交流棟におきましては、これ電気、機械も入ってございます。これ一括して工事を進めたほうが非常に効率が上がるという形で、そういうふうにさせていただいております。

それと、議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についての外構でございますけれども、これも一部電気、電光掲示板等の施設が入ってございますので、そういった電気工事が含まれている部分がございます。そういう意味では工事にそういった機械、電気等が含まれているケースがございますので、このあたりをご理解いただきたいというふうに思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の中身であります。22ページの3目農業振興費の中で補正額が1,768万6,000円の補正をしております。事業といたしましては、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金といたしまして、被災者支援型という形で1,768万6,000円。その内訳が国及び県からの支出金といたしまして1,326万4,000円。そのうち国が884万3,000円、県が442万1,000円となっております。一般財源が442万2,000円の一般財源となっており、トータル、負担金といたしまして1,768万6,000円となっております。

事業の内容といたしましては、この事業は令和元年の8月から9月の大雨と台風10号、13号、15号、17号、19号により被災を受けた農産物の生産、加工に必要な施設、機械の再建、修繕に対し、緊急的に支援を行う事業であります。この事業の決定を受けまして、宮古島市においては台風13号で被災した施設が該当していることから、10月1日に県から連絡受けまして、JA共済組合に通知を行い、あわせて農家にも周知をしたところであります。そのことから、10戸の農家から25件のハウスと施設修繕に対して申請がありました。このことから、国、県と調整を行ってきており、今月に最終決定したことから、今回の補正予算となっております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の35ページであります。2目体育施設管理費、マイナス1,138万1,000円の補正減についての説明であります。総合体育館については、建設から35年が経過し、老朽化が進んでいることから、大規模改修工事の実施に向け、今年度改修設計委託費3,524万8,000円を予算計上し、設計委託業務を行う予定としておりましたが、台風13号の襲来により体育館の屋根の一部が吹き飛ばすという甚大な被害を受けております。また、これまで幾度となく台風被害で修繕を重ねてきた経緯もあることから、去る9月定例会において、市長は建てかえる方針を行い、各省庁へ要請を行っております。なお、早急に事業に取り組むという必要があることから、建設については振興開発プロジェクト局で担当することになりました。そのようなことから、振興開発プロジェクト局では1月臨時議会において基本構想及び基本設計、基本計画策定委託費の予算計上をしたことに伴い、委託費の支出減を明

記する必要があるということで総合体育館改修事業の委託費の補正減を行い、振興開発のほうの委託費の財源といたします。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の振り分けですね、一般財源から440万円余り支出されていますけど、県の支出金ということで事業の詳細のほうも説明もございました。ある程度募集をかけていろいろ修繕とか、10戸の農家、25件ということなんですけども、これは例えば全額県の補助、あるいは国から補助金でやることはできなかつたんですかね。400万円余り一般財源から出ているんですが、その辺をちょっと調整ができなかつたのか。

あとですね、ごめんなさい。冒頭で平良港の受け入れ施設ありましたが、これは伊良部のメインスタジアム、電気機械は後から要するに入札があるということなんですかね。一緒にできなかつた理由はあるのか、その辺をお聞かせください。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の22ページ、負担割合の件での質疑かと思っております。先ほど述べたように国、県、市からの割合でなっている事業でありまして、補助率といたしまして10分の3以内を国庫補助で対応しております。それから、県、市がそれぞれ20分の3以内の補助率となっております、残りは農家負担となっております。実際に国、県、市からの負担割合は事業費の56.2%の補助となっております。

◎建設部長（下地康教君）

議案第11号、平良港旅客受入施設建設工事（建築）請負契約についての建築工事とですね、議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約について、議案第13号、伊良部屋外運動場整備工事（スポーツ交流棟）請負契約について、議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてに関するご質疑にお答えいたします。

まず、議案第11号、平良港旅客受入施設建設工事（建築）請負契約についての平良港の受け入れ施設の建設工事に関しましては、これ電気設備と機械ですね、それは議会に上程する案件でございましたので、1月24日にですね、入札がもう執行されて、終了しております。

それと、伊良部屋外運動場の整備工事のメインスタジアムに関しましては、今回建築に関しましては議案の上程をされておりますけれども、そのほかのですね、電気、それと機械に関しましては、これも1月24日にですね、入札が執行されまして、これは議会に上程される案件でございましたので、そのまま執行がなされて契約をするという形になっております。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。差し支えなければ、1月24日に入札された結果ですね、それをもしよろしければお配りできればなと思うんですが、伊良部球場の、メインスタジアムに関しては恐らく市民の皆さんの要望等や、宮古島への野球の誘致活動を頑張っている団体もいらっしゃいますし、いろんな要望等がございます。ある意味設計に関してはどれほど反映されたのかということもちょっとお伺いできればなと思うんです。例えば建設部長がおっしゃった電光掲示板なども入っているのか。本来であれば我々は少し時期尚早という話もさせていただきました。なぜかという、財政面、その辺も考慮して、今は少し待ったほ

うがいいんじゃないかというお話も前の議会等々でさせていただきました。なので、ちょっと危惧されることがたくさんあるんですが、繰越明許費で予算計上されている平良港の施設ですけども、これも恐らく先ほど供用開始の時期はまだ明確にされていませんでしたけども、要するに繰り越しで入るとということは4月以降までで予算が使えるので、それを見据えて、また供用開始は別になるということの判断なのか、ちょっとその辺をお聞かせ願えませんか。

◎建設部長（下地康教君）

平良港のクルーズ関係の受け入れ施設につきましてはですね、今回の議会で繰り越しの案件を上程しておるところでございますけれども、これ基本的に今年度工期も設定して完了する予定でございますが、正式に何日というふうに決定してはございませんけれども、来年度の春、早い時期に14万トン級の直轄工事で整備をしているバスとあわせて、それにあわせて供用開始をしたいというふうに考えておりますので、念のため、我々のほうとしては工期をですね、繰り越しを設定をしまして、しっかりと完成をさせたいというふうに考えているところでございます。

それと、もう一つ、伊良部の野球場、要するに屋外運動場の整備に関しましては、今回の外構の中においてですね、電光掲示板の基礎の工事も含まれておりますし、それと今回1月24日に入札がされております電気の中ですね、電光掲示板のメニューは入っております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

では、ちょっと何点か質疑をさせていただきたいと思います。

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の5ページの詳細は、債務負担行為補正がありますが、この障害者相談支援業務の内容をちょっと教えてください。

それとですね、同じく補正予算31ページ、10款教育費、2項小学校費の中の2目教育振興費の要保護・準要保護児童生徒支援扶助費が156万5,000円の減とですね、中学校の場合は、これは32ページの10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費のですね、同じく要保護・準要保護児童生徒支援扶助費が270万7,000円の増というふうに補正されておりますが、この理由を教えてくださいということと、もう一つ、指定管理についてですけど、議案第17号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の指定については、我如古三雄議員も質疑していましたが、きのう差しかえられてですね、奥濱剛さんという方が代表にかわったという説明なんですけど、この代表者は指定管理大丈夫ですかというのがありましたけど、代表者の住所を見ますと、これ那覇市になっているんですね。那覇市にお住まいの方なんでしょうか。那覇市にお住まいの方が代表者になるわけですけども、例えばこの方は宮古島市にお住まいでないということであると、例えば宮古島市がいろいろな助成金や補助金を交付したりするときに納税をしているかどうかというのを非常に確認したり、いろいろ制約かけたりしているわけですけど、この辺は全然問題ないのかということもあわせてお願いします。大丈夫かということを含めてですね、お願いします。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の5ページ、債務負担行為補正の障害者相談支援業務の内容ということでございます。障害者相談支援業務は、障害者等の福祉に関するさまざま

な問題について障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な相談支援を行う事業となっております。現在宮古島市は4カ所で業務委託をしておりますが、来年度からですね、1カ所増にして、5カ所に業務を委託して相談を充実させていきたいと考えております。この債務負担行為につきましては3年間、令和2年度、令和3年度、令和4年度の間の業務委託となりますが、来年度4月1日から業務をスムーズに遂行するために、今年度中に委託業者を選定していきたいということで今回令和元年度から令和4年度の債務負担でお願いしております。

◎教育部長（下地信男君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の31ページ、小学校費の要保護・準要保護児童生徒支援扶助費が156万5,000円の減額をお願いしているところです。当初予算との比較で減額になりますのは、新入学児童生徒学用品費の支給対象となる1年生の児童数の見込みが減ったということですね。当初の見込みよりは実績見込みが減るということです、1つは。

もう一つはですね、特別支援教育就学奨励金というのもこの費目に入っておりまして、これは逆にふえております。差し引きで156万5,000円の減額ということになります。

次のページ、32ページです。これも中学校費の同じく要保護・準要保護児童生徒支援扶助費ですけども、ここはですね、同じく新入学児童生徒学用品費の事前支給を行っておりますけども、事前支給は小学校費で6年生に支給しますけども、中学校に上がった新1年生の対象者を当初予算では10名見込んでおりましたけども、中学校では実際認定されたのが38名と、ここは逆にふえております。

もう一つ、小学校費でもありました特別支援教育就学奨励金、これも大幅にこの部分は伸びておりまして、合わせて270万7,000円の増額ということでございます。

◎伊良部支所長（上地成人君）

代表者の奥濱剛さんの住所が那覇市になっているというご質疑でございましたけども、この那覇市の住所というのは、奥濱剛氏は株式会社奥浜組の社長でございます。この奥浜組の本社のほうが那覇市にあるということで、那覇市の住所になっておりますけども、社長の生活拠点は伊良部でございますので、差しかえをいたしました伊良部産業振興株式会社の住所は伊良部字佐和田1486ということで、奥浜組の支店が置かれている事務所となっております。ですから、施設の管理運営上、支障はないものと考えております。

◎仲里タカ子君

教育費なんですけれども、特別支援教育就学奨励金というのがありますよというお話だったんですかね。この特別支援教育就学奨励金は、中身どういうものですかということも教えてください。

それと、あともう一つ、障害者相談支援業務ですけども、これは市役所の窓口には一人も置かなくて、全部委託になるんですかというのをもう一回。例えば事業者に委託をしますと、じゃ先ほどいろいろ説明がありました障害者に係る相談、いろいろな相談に関して、例えば事業者の周りの相談は丁寧に受けられる気がするけれども、その5つの事業者以外で全然つながりのない人だと相談ってやりにくいということないかなというのがあるので、市役所に置かないんですかというのをもう一つお聞かせください。

それと、伊良部支所長にもう一度お聞きしたいんですけども、きのう配っていただいた追加資料です。きのううちに届けていただいた追加資料の私この履歴事項全部証明書を見ながら、これ住所が那覇市にな

っているんだよねというふうに見たんですけど、この奥濱さんの住所です。代表取締役は那覇市真嘉比、レオパレス真嘉比となっていますよね。これお住まいの住所だと思う、つまり住所地。生活の実態は宮古島にあるよという先ほどお話でしたけれども、住所登録しているのは那覇市ですか。そうした場合にね、だから宮古島市はさまざまな助成金やら何やら、宮古島市で受けるサービスをお願いするときに、あなたは宮古島市の税金納めていますかという先に検索していますよね。全部納めたの、納めていなければあなたに補助金出しませんよというのを前提にしていると思うんですよ。これ大丈夫ですかということもあわせてお聞きしたつもりでした。もう一回お願いします。

◎福祉部長（下地律子君）

障害者相談支援業務が障がい福祉課のほうには置かないんですかというご質問だったかと思いますが、今現在宮古島市、障がい福祉課の中にはですね、基幹相談支援センターというものがあまして、現在もさまざまな相談の受け付けをしております。宮古島市、障がい福祉課で受ける以外に委託をするということなんですが、特に基幹相談支援センターは委託する相談事業所も指導して強化をしていくという役割もありますので、それもあわせてですね、障害を持つ方の相談を市役所で受けないということではなくてですね、現在もこれ令和元年の12月末現在の件数でございますが、相談件数が全体で6,480件ありまして、そのうち2,612件は基幹相談支援センター、障がい福祉課のほうで受けている相談となっております。

◎伊良部支所長（上地成人君）

先ほどもお答えしましたとおり奥濱さんの住所が那覇市になっているのは、奥浜組の本社が那覇市にあるということで、社長ということで住所は那覇市になっております。しかしながら、奥浜組の事業拠点といたしますか、宮古島市の公共事業も奥浜組は受注しておりまして、また奥浜組も伊良部商工会の会員でございます。

以上のことから、代表者として支障はないものと考えております。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時59分）

再開します。

（再開＝午前11時01分）

◎教育部長（下地信男君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）に関連して、要保護・準要保護児童生徒支援扶助費の中の特別支援教育就学奨励金ですね。これ特別支援教育を要する困り感のある子供たちの保護者の経済的負担を軽減することを目的に、そういう支援金を支給しているということでございます。今宮古島市においては、特別支援を要する児童生徒の数がふえてきております。平成28年度100名が現在では173名というふうにならなっていますので、この奨励金、増加傾向にあるということで、今回も増額補正をお願いしているところです。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

1点だけお願いをいたします。まず、伊良部大橋の観光拠点施設の関連でありますけれども、これ条例が実は今年の6月25日に公布されております。ちょっと今回の指定管理の件で条例と規則を見てみましたけれども、条例ではですね、この条例は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するというふうに附則でうたわれております。結局は条例の施行期日を規則に委任するというふうな方法で規則がつけられておりますけれども、今度はですね、規則を見ると、規則の附則でこの規則は伊良部大橋観光拠点施設条例の施行の日から施行するというふうに、条例では規則で定める日から施行する。規則にいきますと、条例の施行の日から施行すると。結局条例では規則に委任する、規則では条例の施行の日から施行するというふうなつくり方になっています。ちょっと関係部署からきょう朝資料ももらいましたけれども、条例の施行期日を規則に委任する方法として、今の伊良部大橋のやり方、結局条例では規則に委任する、施行期日は規則が定める日から1年を超えない範囲内においてやるということですが、私がちょっと疑問に思うのはですね、つけられている規則、これは今年の10月11日に規則第21号ということで公布されております。この規則の附則のうたい方がそのままよろしいのかということですね。というのは、もう一本規則をつくるというふうに参考図書ではなっているんですね。例えば条例の規則で定めるべき施行期日の最終期限が1年以内というふうに決められておりますので、今度はつけられている規則以外にもう一本施行期日を定める規則をつくらなければならないというふうにされております。そこで疑問に思うのはですね、今現在つけられている規則の中で観光拠点施設条例の施行の日から施行するというふうな附則のうたい方でいいのかどうか。私が考えているのはですね、現在つけられている規則の附則のほうをですね、伊良部大橋観光拠点施設条例施行期日を定める規則の施行の日から施行するというふうな書き方がわかりやすいんじゃないか、あるいは適正というか、わかりやすいやり方、附則の定め方じゃないかなというふうに思っているんですが、その辺についてももし答弁できるのであれば教えていただきたいんですが。

◎伊良部支所長（上地成人君）

上地廣敏議員がおっしゃるとおり施行日に関する規則を新たに施行するというふうに捉えておりますけれども、この附則が正しいかどうか、関係部署とちょっと確認をとりたいと思います。

◎上地廣敏君

規則、条例までは準備されていなかったという理解をします。できれば早いうちにですね、これが今の規則のつくり方で、附則のうたい方でよくて、もう一本施行期日を定める規則をつくれればそれでいいということになるのか、あるいは私が最初言った条例の施行期日を定める規則の施行の日からこの附則も施行しますよという附則の書きかえをするかですね、その辺は後で、今ここでどうこうということは言えないと思いますので、後で調べて教えていただきたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

何点かお尋ねをしますが、まず議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）のですね、3ページの社会教育費の説明とですね、減額のですね。

それと、先ほど島尻誠議員がお尋ねをしていました25件のハウスの該当者ですね。全員該当したのか、

その説明と、それから議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約についてから議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてまでの入札の方法についてでありますけども、落札をした業者と、そして議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約についてに関して言いましょかね、まずは。議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約についてに関して落札した業者ですね、そして2番目、3番目が全くの同額になっています。その理由をですね、どうしてかなというのを疑問に思うので、説明を求めます。

そして、16者中ですね、13者が辞退をしておりますけども、私はこの道にいたもんですから、よくわかるんですけども、入札参加願いを出して、何で辞退をするのかなという理由がどうも理解ができなくております。したがってですね、辞退をする場合に辞退する方法、そして辞退の時期、例えば入札何日前に辞退をするのか、例えば1週間前にするのか、4日前にするのか、前日するのか、そして入札場所であるのかですね、その説明を求めます。

それから、議案第13号、伊良部屋外運動場整備工事（スポーツ交流棟）請負契約についてですね、これも99.6%という非常に高い落札額になっておりますけども、これも同様にですね、落札業者を除いたら16者指名をいただいて、正規に入札した方が3者、残りの13者が辞退をしております。その説明を求めます。

それと、議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてですね、余り意味がわからないんですけども、最低制限価格というものがあるんですけども、7億円余りの工事が一円も違わないというのはどうも理解ができないんですけども、これ偶然なのか。また、そういう事例はあるのかですね、過去に。この説明を求めます。

あと2つはですね、議案第15号、久松放課後児童クラブ指定管理者の指定についてなんですけども、これは会社設立が平成29年の9月13日と明記をされております。実績がどのようにこれまでなっているのか、あるのかなのか、個人としてですね。これ要望ですけども、ただ久松地区とあるんですけども、この場所がどこにあるかわからないので、今後は地図をですね、どの辺だよというほうがサービスいいのかなと思っております。これは、質疑じゃありません。

預かれるのが40人というものがこの事業計画にあるんですけども、1人の職員で何人までの子供預かることができるのか、これはちょっとわからないので、勉強させてください。

そして、この定款からすると、事業計画からすると、賃金関係でね、A、Bは正規の職員だろうと理解します。C、D、E、F、G、Hはですね、パートなのかなと思うんですけども、こういう経験の浅い方がですね、40名の子供を預かる場合にこれで大丈夫なのかというのをまず説明をお願いします。

最後にですね、議案第17号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の指定についてですけども、川平さんが体調不良の申し入れた年月日というのかな、日にちというのかな、それはいつなのか。

そして、登記簿謄本をですね、提出されているのは平成元年の11月13日になっています。これは、間違いないと思います、法務局が出しているのですから。辞任の方法、どのようにして辞任をしたのか。書面なのか、口頭なのか。書面であれば内容ですね。ということはですね、定款にですね、議事録の作成が載っています。ですから、単なる口頭で辞任をしたのか、そして会議でもって、書面でもって辞任をして、そこでもって書類がちゃんと作成されているのかですね。ということはですね、これ10年間の会社の本店

にあるんですよね、議事録がね。ですから、それが守られているのかどうかということです。

もう一つはですね、発起人の中に、先ほど仲里タカ子議員が聞いていたけども、埼玉の人がいらっしゃいますよね。その方は役員会がある場合には書面でもって流すのかね。要するに委任するのか、議案について。

それからですね、先ほど説明を聞いていると、仲里タカ子議員に対する説明聞いていると、奥浜組の社長であるということは、これは全く別の仕事になりますね。今の議案とはね、建設業とは。ということは、兼務をしても大丈夫か。要するに大丈夫かというのは、兼務をしても差し支えはないのか、その辺について説明をお願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

質疑が特に議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約についてから議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてにかけて、多岐にわたっておりますので、まとめてお答えしたいと思います。漏れがありましたら後でお願いしたいと思います。

まず最初に、議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約についてにおいて、2番目、3番目が入札額一緒だと、会社がですね。これについては理由はわかりません。辞退の理由につきましては、後ほど建設部長がお答えすると思います。

辞退のタイミングということでございますけど、これにつきましては宮古島市工事請負等指名競争入札心得というものがございます。その3条のうちですね、入札の辞退という項目がございます。読み上げます。第1項で、指名を受けた者は、入札を辞退するときはその旨を次の各号に掲げるところによるという形でございます。その中の1号で、入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参して行くと。これ宮古島市建設工事等入札執行事務処理要領の様式第2号になります。2号で入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行くと。3条の第2項で、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではないという明記されております。

それと、議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてのもので、同額だけど、事例はあるかということです。あります。本市において最低制限価格と同額落札につきましては、平成28年度で20件、平成29年度で10件、平成30年度で6件、今年度で4件となっております。

それに対する見解ということであります。本市では予定価格を事前公表しております。それから、最低制限基準価格を求める諸経費の掛け率も公表されております。また、積算ソフトの高度化による積算技術の向上など、精度の高い積算がされていることを考えると、過去の事例から見ても特異でないと認識しております。ちなみに、最低制限価格の決定に当たっては、入札書を投函した後に入札参加者のくじ引きにより決定するものであり、事前に決まっているものではございません。

◎建設部長（下地康教君）

議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約についてから議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてに関するご質疑にお答えいたします。

これは、入札に関して辞退する業者はなぜ辞退をしているのかという辞退の理由のご質疑でございました。これは、業者のほうからですね、現在手持ち工事が非常に多いということで、工事を受注することが

困難であるという理由において辞退を申し出ているところでございます。

それとですね、先ほど総務部長がお答えした答弁にちょっと補足をしたいと思えます。まず、最低制限価格に関するところでございますけれども、先ほど総務部長が申し上げましたように宮古島市最低制限価格の設定に関する事務処理要領というのが制定されておりまして、その第4条ですね、最低制限基準価格の設定というのがございます。これの中に直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の係数が全部公表されておりますので、その係数に基づいて業者はですね、その最低制限価格を想定することが非常に高い確率で可能となっております。なぜ高い確率で可能かといいますのは、今まではですね、指名された会社の従業員が独自の経験と資料をもって、その工事を積算していたんですけども、今はもうそういうことはほとんどございません。したがって、建築の積算に関しましてはソフトがございまして、我々が使用しているソフトと、それと業者の皆さんが使用しているソフトはほぼ一致するものでございまして、この円単位まで最低価格が業者において決定されると、予測されるということですね、非常に可能でございますので、今までのやり方と非常に現在変わっております。そういう意味では価格が一致するということは非常に高い確率で発生することが考えられるということでございます。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第15号、久松放課後児童クラブ指定管理者の指定についてでございます。まず初めに、設立が平成29年度ということで、実績があるのかというご質問でございます。今現在令和元年度ですね、平成31年の4月から現在まで、宮古島市が1年間で業務委託を行っております。その以前に法人としての放課後児童クラブの実績ということではないんですが、代表の方ですね、業務委託受ける前からほかの放課後児童クラブでの勤務経験がある方でございます。

それから、あと40名を受け入れる予定ということですが、何名で見れるのかということでございますが、国のガイドラインにおきましては、国のほうでは40名を1単位と見るんですが、40名ごとに2人以上職員を配置しないとイケないということになっておりまして、そのうち最低1人は放課後児童支援員でなければならないんですが、それ以外に関しましては補助員でかえることができるということになっております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、ページ3のほうです。10款の5項、842万6,000円の補正減についての説明でございます。同じく議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）のほうのページ34のほうで説明をしていきたいと思えます。

ページ34のほうの1目社会教育費の補正が26万4,000円となっております。そして、3目公民館費が9万1,000円、5目図書館費が8万6,000円の減で7目博物館費が10万5,000円、そして8目文化ホール運営費が880万円の減。これらの合計がマイナスの842万6,000円となっております。

◎伊良部支所長（上地成人君）

まず、川平社長の辞任についてでございますが、平成31年11月12日に伊良部島産業振興株式会社の役員会が開かれております。その役員会の中で川平氏から体調不良により社長を辞任したいという旨の届け出があったということでございます。その後役員会で諮ったところ了承され、新しい社長に株式会社奥浜組代表取締役社長の奥濱剛氏を新しく代表者として内定をしております。役員会でございますので、議事録は私の手元にはございませんけれども、残っているものと認識をしております。

それから2点目、役員の中に住所が埼玉になっている役員がいるということですが、この方は伊良部島にございます新生タクシーの代表者でございます。この方もほとんどの居住が伊良部島のほうで、宮古島のほうで居住されておりますので、役員会等への出席等については支障はないものと考えております。

3点目ですが、奥濱社長が本人の会社とまた新しい伊良部島産業振興株式会社の社長に就任するに当たって運営に支障がないかということでございますが、管理運営に支障はないものと考えております。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時31分）

再開します。

（再開＝午前11時31分）

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の22ページの3目農業振興費の中の1,768万6,000円の補正の中での該当の戸数ですね。一応申請数はですね、25件ということでありましたけども、金額的には調整をした結果、今の金額になっております。件数はですね、最初の申請が一応54件ありました。その中で内訳を調整したところ、最終的に25件という形になっております。

◎友利光徳君

総務部長と建設部長にちょっとお尋ねをしますけども、私は皆さんの答え聞いたら悲しいですね。私は、そういう道に長くいたもんだから、よく知っているんですよ。宮古島には建設業協会宮古島支部というのがあってね、あちらで集まっているいろいろやるんですよ。ですから、特に高い率で落札されているというのはね、これ非常に問題なんですよ、これは。答えは取るか、取らないかは別だけど、同額というのね、二、三百万円、1,000万円単位なら理解はできるけど、7億円余りの工事が同額になるというのはね、非常にこれは危険ですよ、皆さん。これは、ちゃんと当局から予算流れていますよとか、いろいろ話がありますよ、情報が。皆さんは、これまでに1回失格をした業者を、要するに予定額下げ過ぎて失格した業者を再度入れて入札したという経緯もあるんですよ。そういう情報も流れているんですよ。ですから、こういうのは非常に問題じゃないかなと私思うんですけど、これは改善していかないと危険ですよ、皆さん。議会議員より業者頭いいからね、逃げ方というのは、そういうのは。そして、総務部長、議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてのね、同額のあれは、入札は何回目で落札したのかも一度お尋ねをします。

それですね、伊良部島ですね、大浦さんが埼玉にいるけども、居住は宮古島であるよと説明しているんですけども、これは住所が埼玉にあるということは、宮古島には何も納税関係は貢献していないということではよろしいかなと思うんですけど、納税とかは本市にはやっているのかですね。要するに皆さんの説明は、こういう大事な問題を埼玉にいらっしゃる方が役員に入っても、別に問題がないような感じの説明しているんですけども、これは納税はされているのか、その質疑をもう一回お願いします。

それとですね、議案第15号、久松放課後児童クラブ指定管理者の指定についてについての質疑をしますけども、これ代表者はですね、城辺の福里にいて、顔は見たことはないんですけども、ここに住んでいると

いうのはよく理解をします。情報によるとですね、福里クイチャーとかいろんな面で活躍をされているというふうな情報等もっております。ですから、そういう方がこういう申請するというのは非常にいいことかなと思ったりしております。鏡原のものと違っているのがですね、事業計画のですね、要するに昔の宮古島に伝わる文化関係ね、要するにそういったのも取り組んでいるような形でいますので、いいことじゃないかなというふうな思いがしております。これ答えいいです。

もう一つ質疑したいのがあるんだけど、議案の22ページの専決処分の2のですね、詳細をもう少し、議会に出すわけだから、もう少しどういうものだったというのをやはり知りたいなと思って質疑します。要するにこれでは余り詳しくは書いていないので、どういう状況だったかというのを質疑をしますので、教えてください、専決処分の2の。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についての質疑でございます。落札は何回でしたかということでございます。1回でございます。

◎建設部長（下地康教君）

報告第2号、専決処分の報告についてに関するご質疑にお答えいたします。

この内容でございますけれども、交通事故の状況ということだというふうに思います。これは、令和元年7月8日午後8時半ごろ、富名腰19号線、これは、ばっしらいん前でございますけれども、を走行中に道路の破損箇所、これは直径が60センチ、深さが10センチですね。それを通過した際にフロントサスペンションを破損をしたということございました。その後被害者は破損箇所の修理を行い、6万4,692円を市に請求をしております。それから、市は保険会社とやりとりを行いまして、示談及び請求額と同額の賠償額を決定し、被害者に保険会社が令和元年11月28日に支払いを行っているためですね、今回の議案で議会における報告というふうになっております。

◎伊良部支所長（上地成人君）

役員の中で埼玉に住所がある役員ですけども、この方先ほど申し上げたとおり新生タクシーの代表者でございます。新生タクシーの法人住民税は宮古島市に納付をしているということでございます。

◎友利光徳君

質疑ではないんですけども、業者指名の件でですね、私は議員より業者は頭がいいという表現しました。これはね、業者は逃げて、工事をうまくとろうとする方法を知っているんですよ。そして、これは書類上は何かスマートに見えるんだけどね、業者というのはいろいろ話し合いしたり、やったりいろいろしているんですよ。ですから、公正、公平を保つためには指名業者じゃなくてね、一般業者、一般入札がいいんじゃないかなという、私は応援します。ですから、総務部長、ちょっと答えてちょうだいね。これ辞退をする場合に何日ぐらいまでにやりなさいという指定をしたら、例えばよ。希望者の差しかえができるんですよ、指名の、もしかしたら。条例がそれに違反していなければ。工事が手持ちがなくて、困っている業者がいっぱいいるんですよ、中には。手持ちがあるから、辞退するわけですよ。ですから、何日前までに辞退するのかというのが、もう少し日にちを教えてください。何日までに。

◎総務部長（宮国高宣君）

端的に申し上げます。何日前とはございません。先ほど読み上げたんですけど、入札の辞退というの

を心得の中のですね、3条の第1項、第2項申し上げました。その中にはそういった何日前というのはございませんので、ただ友利光徳議員が昔の話をしておりますけど、現在はですね、予定価格は入札の前にですね、見積書出さないといかないんです。見積書と入札価格がですね、投函した価格がですね、違っておれば、これは失格になります。ですから、何かいろんな話をしておりますけど、そういうことはございませんので、今現在はですね、最低制限価格も入札後公表しております。ですから、いろんなことが時代は変わっておりますので、申し上げたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎濱元雅浩君

ごめんなんさい。質疑じゃないんですけど、議長にちょっとお願いをしたいなと思っているんですけども、今議案第17号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の指定についての話を何度かされていますけれども、指定管理をされる事業者であるので、行政側として、また議会としてもしっかりと会社かというのは判断したいという思いはあるとは思いますが、一法人のことを内容まで聞いて、それを議場で答弁するというのは、この議会は放映もされている場所であるので、そこまでやる必要は私はないと思いますし、それを議長のほうでしっかりと判断をして、答弁を求めるか求めないかも含めて運営してもらいたいなという思いと、今あるような入札に関する件に関しましても事業者のことを明確な理由もなく主張するということに対して、議長のほうで少し整理をしていただきたいなというふうに、意見でございます。

◎議長（山里雅彦君）

濱元雅浩君の要望を受けとめてですね、事務局と議事進行については調整していきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

◎平良敏夫君

報告第2号、専決処分の報告についてなんですけど、この中で少しわからないことがあるもんだから、ちょっと教えてほしいんですけど、交通事故の状況はね、その穴に落ちて、フロントサスペンションを壊したという話なんですけど、その証明って、例えばこれ穴が原因でフロントサスペンションが壊れたという証明ってどういうふうにされているんですか。

◎建設部長（下地康教君）

報告第2号、専決処分の報告に関するご質疑にお答えいたします。

まず、事故がどういうふうに起こっていたのかという証明を誰がするのかというようなご質疑だったかと思いますが、基本的にはですね、まず被害者のほうが我々管理者のほうにそういう損失を受けたという申し出がございまして、その申し出があった時点で我々は保険会社のほうに相談をします。保険会社のほうが被害者と十分その調査及び話し合いを持ちまして、それで保険会社のほうが保険で対応するべきだという事故は保険会社が決定しますので、そこで保険会社から被害者に対して賠償金が支払われるということでございますので、我々としては保険会社の判断に委ねるところでございます。

◎平良敏夫君

この保険会社というのは、市から依頼するんですか、それとも被害者側からの依頼でやるんですか。

◎建設部長（下地康教君）

保険会社に関するご質疑でございますけれども、これは案件ごとに保険会社を選択といいますか、指名するということではございません。年間を通して我々道路管理者としてそういった問題に関する事項をです、1つの保険会社に依頼しておりますので、その保険会社が事件が発生するごとに決まった保険会社が対応していくという形になります。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

2件お伺いいたします。

まず、議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、この改正によって具体的に金額で幾らの引き上げになるのかお伺いします。

同じく議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についても同様に具体的な金額をお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について並びに議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その改正に伴って費用負担というんですかね、補正の部分でございます。

議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてにつきましては、期末手当で12万1,000円。議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の36ページをお願いします。この中で一番下の比較ということでございます。長のところが議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてになります。これが12万1,000円、その下段のほうの議員、これが56万3,000円。これ議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてになります。トータルで68万4,000円となります。

◎上里 樹君

ただいまの提案理由は、一般の職員との均衡を考慮しということでそうなったと理解しますが、一般職員の場合人事院勧告に基づいて引き上げをするんですけれども、特別職の場合はどうなんでしょうか、人勤との関係。

◎総務部長（宮国高宣君）

職員に準じてという形であると。これまでも議会、期末手当等々です、人事院勧告が引き上げた場合には議会議員、特別職につきましても同じような形でやってきております。これにつきましては、人事院勧告ではうたっておりませんが、特別職につきましては、内閣総理大臣等の特別給を一般職の指定職員に準じて改定という形の中で今回うたわれております。その中をこれまでも、それを参考に、特別職、議会議員につきましてはそれを参考に、人事院勧告の中であらうたっておりませんが、それを参考に、同様に率は職員と同じように、これまでも同様改定してきているということでございます。

◎上里 樹君

再度質疑させていただきます。

人事院勧告ではうたわれていないけどもというその確認ですけども、人事院勧告では特別職については無関係ということで理解していいでしょうか。

◎総務部長（宮国高宣君）

先ほども答弁しました。人事院勧告ではうたわれておりません。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午前11時55分）

午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時55分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き、質疑を続行します。

◎國仲昌二君

私のほうからも何点か質疑したいと思いますけども、ちょっと質疑の前にですね、午前中濱元雅浩議員のほうから本会議での発言について、テレビ中継もあるとかという話があったんですけども、もちろん私も無制限に発言が自由ということではないと思いますが、ただ今回臨時議会ということで委員会もないので、この場でしかちょっと突っ込んだ議論もできないというのもありますので、議長が整理するという話でしたので、その辺の発言の自由といたしますか、その辺はしっかり考慮してですね、整理していただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（山里雅彦君）

この件につきましてはですね、議員の皆さんから多くのご意見ありますので、議員の皆さんと当局と事務局と調整して今後やっていきたいと思えます。

◎國仲昌二君

よろしくお願いします。

それでは、質疑に入ります。まず、議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の件ですね。総合体育館の改修事業、先ほどから話があるように教育委員会の計上されていた予算を企画費のほうに持っていったというのが説明だったと思うんですけども、1つは教育委員会のほうの体育施設管理費のですね、35ページのほうですけど、マイナス1,138万1,000円、委託料がマイナスになっています。これ総合体育館の改修事業なので、これ当初で3,500万円ぐらいついているんですけども、今回の1,100万円を減額すると残りが2,400万円近くになると思うんですけども、それがどういう事業に使われるのか、あるいは使われたのかをちょっとお聞きしたいのとですね、あとその事業を振りかえたというのは12ページの企

画費のほうに全く同じ額の1,138万1,000円がありますけど、ここでは委託料のみではなくて、旅費と需用費というふうに分かれております。この辺の積算の根拠といいますか、説明をお願いしたいと思います。

次にですね、議案第3号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）のほうですね。これは、繰越明許費ですけれども、これは議案第11号、平良港旅客受入施設建設工事（建築）請負契約についてですかね、それともかかわってくるかと思えますけれども、ちょっとこの繰り越しの中身を説明をお願いします。

それと、あと議案書ですね、1ページの議案第8号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてですけれども、これ人事院勧告の内容に基づいた改定だということですけど、給料表の改定については12月に提案されていますけど、同じ人事院勧告の中で勤勉手当、住居手当がなぜ今回なのかという部分についての説明をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

議案第3号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）に関するご質疑がございましたので、お答えいたします。

本議会におきましては、繰越明許費という形で議案を上程させていただいております。これは、港湾機能整備事業ということで補正予算のほうにも記載されておりますけれども、その内容でございますけれども、平良港の旅客受け入れ施設建設工事費、これの関係するものと、それと観光案内所というのがこれから出るようになりますけれども、それとですね、もう一つは臨港道路の改修事業ですね。これ新たに14万トン級のクルーズ岸壁が今直轄事業のほうで整備をされておりますけれども、そのアクセス道路として新たに臨港道路が防波堤のほうから陸域に向けて整備されることになります。それで、その陸域の結節点ですね、これ臨港道路荷川取線でございますけれども、この結節点の現在の臨港道路を改修するという事業が盛り込まれておりまして、それをあわせて港湾機能整備事業というふうになってございまして、その次年度への繰越明許という形でございます。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第8号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。去年給与については人事院勧告に伴って給料表の改定をお願いしておりました。なぜ今回期末手当かということの質疑がございました。その当時ですね、まだ県内各市町村ですね、職員団体との交渉がまだ固まっていない状況でございました、方針が。これをですね、宮古島市は職員団体との交渉がまだでございましたので、今月ですね、ようやく交渉がまとまりました。それに伴ってですね、人事院勧告のとおりですね、0.05カ月の勧告どおりという形の中で、交渉で今月まとまったということでございます。ちなみにですね、沖縄県のほうの人事院のほうは期末手当については引き上げは据え置きという形になっておりますけど、47都道府県のうちですね、42都道府県が人事院勧告に伴う勧告どおりという形しております。そういういろんな都道府県の状況、各市町村の状況をですね、把握しながら職員団体との交渉を終えた上での今回の提案となっております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の35ページ、2目体育施設管理費の1,138万1,000円の減額補正の残りの金額であります。当初予算は3,524万8,000円、そしてこれ体育館の改修設計委

託業務と当初はなっておりました。その中から普通旅費へ63万9,000円、そして消耗品へ10万円、工事請負費として年末に行われた体育館の屋根の修繕ですね、そのほうに220万円、そして同じく工事請負費として野球場のバックネットの修繕に1,095万5,000円、そして野球場のラバーフェンスの修繕に1,007万3,000円を使っております。そのほうの残金が1,138万1,000円となっており、今回の減額の補正となります。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

補正予算書12ページの6目企画費の積算の内訳ですね。まず、9節の旅費から順次いきたいと思います。旅費が118万1,000円、これは積算内容としましては国との補助事業の事務調整に係る旅費、それから先進事例の調査研究旅費などの積み上げの予算でございます。

それから、11節の需用費20万円につきましては、事業に係る事務用品等の消耗品ですね。

それから、13節の委託料1,000万円につきましては、総合体育館を建設する、着手していく場合にですね、基本構想、それから基本計画を策定するための委託料でございます。1,000万円でございます。

◎國仲昌二君

ありがとうございます。何点かまた再質疑しますけれども、今の企画費の中の整備事業ですね。委託料1,000万円ということですが、旅費がですね、118万1,000円というのはちょっとかなり大きいんじゃないかなと私は思うんですけども、これは基本計画、基本設計だったと思うんですけども、この旅費、今言ったのは事務調整と、それから先進地視察ですか、これはどの程度行く予定なのかというのをちょっとお願いします。

それから、35ページ、総合体育館改修事業ということで3,500万円ありましたよと、今回1,100万円程度を企画費のほうに振りかえますよと。残りは総合体育館じゃなくて、野球場に使ったという答弁だったと思うんですけども、これは流用か何かでやったということですかね。その辺ちょっと確認をお願いします。

それから、議案第3号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）ですね。11億円繰り越しますよということで、それから中身としては受け入れ施設、それから案内所、それから道路改修ですか、その3本あるということですよ。議案第11号、平良港旅客受け入れ施設建設工事（建築）請負契約についての中で受け入れ施設の繰り越しが3億6,000万円というふうになるかなと思うんですけども、これは全く受け入れ施設というのは手がついていないのか、それとも、進捗状況としてですね。これ先ほども質疑あったと思うんですけども、ことしの春にはできるという答弁だったと思うんですけど、受け入れ施設だけの話なのか、それともトータルで、3つの内訳があったんですけども、それ全て含めて春には供用開始できるということによろしいのかというのをちょっとお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

議案第3号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）に関するご質疑にお答えいたします。

この港湾機能整備事業の繰り越しに関しましては、まず平良港の旅客受け入れ施設工事と、これ建築、機械、電気がございます。それで、観光案内所のほうもですね、建築、機械、電気ございます。それと、臨港道路のほうでございますけれども、これは道路の改修工事という形になっておりまして、現在ですね、発注しているのが旅客受け入れ施設の建設工事の建築のほうとですね、それと臨港道路の改修事業がですね、発注をされております。基本的にはこれは前払い金という形で本年度執行される予定になっておりま

す。それで、観光案内所のほうに関しましては、来月の2月12日に入札をする予定になってございます。したがって、前払い金以外のものを基本的に翌年度に繰り越していくという考え方でございます。

それとですね、工事の完成ということでございますけれども、ちなみにですね、この3つの工事というのは、要するにトータルして観光クルーズ客のですね、受け入れをするための関連工事というふうに捉えていただければというふうに思っております。つまり14万トン級の岸壁が供用開始をされることによって、受け入れ施設、それと観光案内所、それとアクセス道路である道路がですね、現在の臨港道路荷川取線に結節するわけですから、これは1つの、一体としての事業というふうに捉えていただければというふうに考えております。したがって、ことしですね、春ごろにはですね、鋭意供用開始を進めていきたいというふうに考えております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

当初予定していた体育館の改修事業のほうから野球場のほうの修繕として流用して、先ほど言ったバックネットとラバーフェンスのほうに使われております。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

12ページの5目企画費の中の9節旅費の118万1,000円について、その内容についてということでございます。この旅費の積算といたしましては、まず国のほうへの補助金に係る調整旅費とですね、それから視察研究での旅費に分けられます。このうち国への補助金の調整旅費というものはですね、まず今回急な要請にもかかわらず補助金を採択していただいた、そういったお願いも兼ねながら今後の補助金について要請を展開していくということでありまして、今回この事業につきましては補助金を受け入れる、要請する部署と、それから計画について立案する部署という2つの部署で対応している関係上、この2つの部署から職員がそれぞれ2名ずつ国への調整に当たるということで、実際国のほうに出向くということになっておりまして、これで48万1,840円でございます。

それから、視察研究につきましては、参考となる、今回の計画しております総合体育館というのは、従来型の体育館じゃなくて、新たな体育館を想定している関係上、県内ではなくて、県外のほうで視察研究することが望ましいだろうということで、それにつきましても職員4名で視察をするということで57万5,700円を見積もっている状況でございます。

◎國仲昌二君

ありがとうございます。今の説明で事務調整と、それから視察の話がありましたけれども、どう判断するかあれですけどね、私としてはちょっとトータルの事業費からすると旅費がかなり多過ぎるなという印象を受けておりますが、これはいろいろ受けとめ方あるでしょうから、わかりました。

次ですね、港湾の繰越明許費で、3つの施設一体として見てほしいということですけども、今繰り越し事業を見てみると総事業費と比較するとですね、執行済みが大体7,100万円ぐらいですよ。率にして0.06%。これで事業これから始めるとして、本当に供用開始が春、あと4カ月ぐらいにできるかなという不安が、不安といいますか、ちょっと心配になりますけども、執行これからということですよ、今の執行率からすると。それで、執行率が0.06%しかないんで、そのほかはみんな繰り越しなので、それでいて11億円の事業を本当に4カ月で大丈夫なのかなというのがあるんですけど、その辺はどんなですか。もう一度お願いします。

◎建設部長（下地康教君）

港湾に関する事業のご質疑にお答えいたします。

まず、この事業は先ほどから申し上げておりますようにクルーズの受け入れに関する事業ということでございまして、それで今大まかに施設としては旅客の受け入れ施設、それと観光案内所でございますけれども、その観光案内所の構造がですね、基本的に鉄骨構造でございまして、従来の型枠を組んでコンクリートで建物を、躯体を構成しているという構造ではございませんので、基本的には工場である程度生産をして現地で組み立てるといような方法をとりますので、かなり工期は短縮されるものというふうに我々捉えております。したがって、非常にタイトな工期ではございますけれども、念のため繰り越しの手続もとらせていただきまして、それとしっかりとことしの春にはですね、4月ごろにはですね、何とか供用開始にこぎつきたいというふうに考えております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうも少し質疑をしたいと思います。

議案第17号、宮古島伊良部大橋観光拠点施設指定管理の指定についてですが、朝の答弁から、この申請書の中にですね、会社の決算報告書は上がっていますけど、会社の決算報告書見てですね、この中で、今回貸借対照表とか損益計算書の差しかえがあるんですけど、これ審査に当たってこの会社設立からどれくらいの利益があると、この決算書を見て、どう利益があるという感じで捉えていますか。

◎伊良部支所長（上地成人君）

この会社が設立されてから数年がたつわけですけども、この間にですね、実績といいますか、登記簿に記載されておりますのは目的ですね、まず。その業務に関する実績というのがこれまではなかったということで、今回初めて施設の管理業務の申請をいたしましたわけでございますので、この決算書については利益というのは記載されておられませんけども、新年度からですね、管理業務をしっかりと利益が出ていくものだと考えております。

◎栗国恒広君

これね、決算書を見ると、会社設立が平成24年ですよ。今度今期の決算が6期。これずっと見ていくと、貸借対照表もそうだし、損益計算書も3円の利益しかないんです。ということは、この会社は最初設立したときにきちっと報告しながら決算報告出して、後約4年、5年ですか、決算というか、3円の動きしかないんですよ。やはり指定管理をね、受注するためには、先ほど午前中の質疑であったけれども、会社の実績が大事だと思うんですよ。ここ大きい。会社の動きがない、実態がない、決算書を見る限りですね。なおかつ今回代表者の変更も申請書が終わった後に出てきました。この申請書を何名の方でこれ、プロポーザル方式で決めたと思うんですけど、申告書の決算書の中身を見て、利益のない会社という。どういうふうを感じる。

◎伊良部支所長（上地成人君）

まず、指定管理者候補者選定委員会の人数ですけども、今回6名委員で構成をいたしました。

それから、この決算、実績がないという先ほどからのご質疑でございますけども、この我々の管理施設

自体、観光拠点施設ですね、今回が初めての募集ということでもありますので、実績がないということは、この決算書から見るとそう捉えられるかもしれませんが、先ほど申したようにしっかりと管理運営のもとで今後しっかりと利益を出していくものだと考えております。

◎栗国恒広君

これまでも総務財政委員会で指定管理の選定に関しては、いろんな会議で、委員会でやってきました。特に収益物件の申請に対してはやはり決算書が重要視されるという中で、今回これ申請書を見ると、11月4日にこの申請書を受け付け、受理されているんです。社長の交代が12月3日、登記が16日ですか、これ。その間にプロポーザル方式でいうと、代表者が来て必ず説明すると思うんですよ、収支事業計画書、すばらしい内容の収支計画。初年度に8,000万円ぐらいの売り上げがあるという感じの中で、この申請書の中でですね、58ページにあるように奥浜組、ファミリーマート経営ノウハウ、なおかつ伊良部島産業振興株式会社、概要も出ているんですけど、先ほど代表者の変更も気づかなかったという答弁がありました。こんなのこれ見たらすぐわかるはずなんです。この指定管理者応募要項にですね、これちょっと朝資料でもらいましたけど、審査提出内容の変更の記述について、軽率なものを除き、提出された書類は変更は認めないとうたわれているんですよ。ということは、社長の変更は軽率なのか。また、この決算書も、あるいはその資料もどこでどういうふうに判断して、プロポーザル方式で選定してきた中で、どこでどういった点数をつけてこの審査に至ったか。普通考えられません、これ。ところが、この質疑に対して12月定例会の一般質問で取り上げて時間がなくて、下地敏彦市長にもちょこっと廊下でも話をしましたが、ちゃんとこれ伊良部島の観光に、宮古島の観光の重要な拠点ですから、これだけの間違いがある申請書をこれ議会で認める。もう少し審査をしっかりとですね、上げるべきものは上げてもらわないと、これ委員会で本来なら上げてくるんですけど、委員会がないということで、臨時議会というんですけどね、これをどう考えるかお聞かせください。

◎伊良部支所長（上地成人君）

先ほどから申し上げているように、指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づきまして6名の委員で構成して、公正、公平な審査をしたつもりでございます。

（「休憩お願いします、議長」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時02分）

再開します。

（再開＝午後2時06分）

ほかに質疑はありませんか。

◎眞栄城徳彦君

まずですね、午前中にも仲里タカ子議員から質疑がありましたけれども、議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の31ページの教育振興費ですね、要保護・準要保護児童生徒支援扶助費の156万5,000円のマイナスと、これ小学校費ですね。中学校費は270万7,000円の増加になっていますけど、要保護、準要保護の児童生徒の支援を決めるときにはやっぱり保護者からの申告というか、申し込みがあ

って初めて成立すると思うんですけどね、しかし今の貧困家庭が、あるいは困窮家庭が問題になっているご時世で、小学校の子供たちの扶助費が減っているというのはどうしても納得できないんでね、その背景とかそういったのがあれば、なぜ小学校費がマイナスになったのか、中学校費ではプラスになっているのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の31ページ、関連して32ページ、小学校、中学校費の中の要保護・準要保護児童生徒支援扶助費の件でございますが、要保護児童の支援につきましては県の貧困対策基金を活用して事業を行っているところですけども、今小中学校合わせて25.6%、平成30年度末の実績ですけども、約4分の1の児童生徒が要するに準要保護の対象になっているということです。今回小学校費が156万5,000円減になるのはですね、1つは新入学児童生徒の学用品費の支給対象者を当初予算で160名と見込んでいたのが実質的には132名、実績見込みでそういうふうに減ったということです。これ要保護の生徒が減っているのではなくて、当初の見込みが過大だったということでございます。したがって、小学校費はそういった見込みを下回ったために今回減額するというところでございます。

一方、中学校費もですね、当初の予算編成する段階で新中学1年生、これ中学生も前倒し支給していますので、小学6年生のときに入学以前に事前支給するという制度を昨年度からしております。今回ですね、新1年生になってから申請して該当する生徒を10名と見込んでおりましたけども、中学校においてはそれが38名に28名ほどふえたという結果になっておりますので、それはまた予算を増額補正をしているということです。全体的には県全体で沖縄県が国庫事業を基金として、そういう全体的に隠れた貧困を何とか表に出して支援していこうという事業が始まっております、平成28年度から。そういう中で全体的にはふえてきている状況にあります。今回の補正は当初の予算編成の段階で見込み額が今回増減をしたと、実績見込みがですね、というところで補正をお願いしているところです。

◎眞榮城徳彦君

この中身の審査とか、あるいは保護者からの要請というのは年度途中でも申請をしてもいいんですかね。その後でお答えください。

次に、私も議案第17号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の指定についてに触れたいと思うんですけども、今まさに栗国恒広議員からもいろいろご指摘があったんですけども、この会社の設立は平成24年の1月となっていますから、もう7年ぐらい前ですね。貸借対照表とか損益計算書を見ますとほとんどゼロですから、もうずっと休眠会社と。要するに経済活動を全くしていない会社だというふうに私は理解しているんですけども、伊良部商工会の主要なメンバーである皆さんで設立して、この事業の目的などを見ますとですね、まだ伊良部大橋が開通されていない前からこの橋詰広場をターゲットとしてこういったものができるであろうと、こういう施設ができるだろうと。それで、みんなで集まってこの会社を設立して橋詰広場の委託管理なり、そういったものをもって活動していきたいという趣旨のことがいろいろ書かれています。初年度を見ますとですね、2億2,847万円ぐらいの売り上げを見込んでいますね。レストランと売店等に分かれるんですけども、トータルで2億2,847万円。これ結構な大事業に、宮古島ではですね、なると思うんです。伊良部大橋の橋詰広場ですから、伊良部大橋そのもののイメージは観光客にはもう既にでき上がっていて、目玉にもなっている。その拠点となる観光拠点施設ですから、これ失敗が

あったり、ぶざまなものになっては絶対にいけないと思っているんですね。ですから、この事業を展開する皆さんはぜひとも成功させてもらいたいし、宮古島観光の目玉にもなってほしいと思っています。今島の駅というのがあるんですけども、結構にぎわってしまってますね、観光客に喜ばれている。それ以上のこういった影響力のある拠点になっていかないと私はだめだと思っていますので、大いに期待しているところなんですけれども、1階が売店で2階がレストランですね。見ますと、レストランの正社員が2人、兼務するそうなんですけれども、アルバイト、パートで4名、レストランはですね。売店のほうが正社員が2人でアルバイト、パートが6名、上、下合わせますと計14名の方々に運営していくというふうになっていますけれども、十分14名で賄えるかどうかということは別にしましてですね、1階の130平方メートルの売店の中に半分の65平方メートルはテナントを募集すると書いてある。何店舗のテナントを募集するつもりなのかですね、テナントの特色みたいのがあればこれも教えていただきたいし、それから2階のレストランはバイキング方式でやると言っているんですけども、バイキング方式をずっと続けて、それがいいのか悪いのか私は余りわからないんですけども、飽きないのかなと私は思っているんですね。いろいろあるでしょうけれども、これは伊良部商工会の主要メンバーが中心になってやっている事業ですから、伊良部島の名誉にかけてぜひ成功してもらいたいなと思っているんです。

最初にお聞きしますけど、テナント募集に関して何者ぐらいの応募があって、そして伊良部支所長を初めとする方は、この会社に決定したのは最終的に何が重要なキーポイントとなってこの会社に決定したのか、その辺のいきさつだけを教えてください。教育部長から答弁をお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

準要保護児童生徒の認定の件ですけども、これ新規申請は5月、それから追加申請も可能です。随時申請していただくことになっております。

◎伊良部支所長（上地成人君）

今回の指定管理、応募者は2者でございました。

それから、どういうところが決め手かということですけど、6名の審査員で審査を行いました、それぞれの観点で点数をつけたと思います。これ私も審査員の一人ですけども、印象に残っておりますのが大手の旅行会社と前代表者でありました川平さんが営業していましたレストランですね、港の近くにありましたけれども、そこで大手の旅行社と提携をしまして大型観光バスが毎日のように来て、定期的に食事していると、昼食をとっているというところも一つのポイントだったと考えております。

テナントの1階の売店の募集につきましては、今回指定管理者という決定をされた後ですね、協議をしますけれども、募集については指定管理者に委ねるということになっております。

◎眞榮城徳彦君

テナントはここで、議会で決定してから決めるんですね。公募するんですね。初年度からですね、577万円ぐらゐの純利益を試算をしているんですけど、577万円も初年度から利益が上がるんだったらこれ相当の優良企業というか、会社だったと私は個人的には思うんですよ。577万円の半分は宮古島市に入りますから、いいんですけどね。どこかにやっていくうちにほころびと言ったらなんですけれども、収支計画と違う部分も多分恐らく出てくると思うんです。ただ、観光関連の会社ですから、いろいろ言ってみればガラス張りの人のにぎわいと、道路の質だとか、従業員のサービスの質だとか、そういったものは見

えてくる会社なんですね。ですから、この辺がちょっと危惧するところなんですけども、どちらにしても宮古島を代表するような観光拠点施設になっていかなければならないものだと私は思うんでね、これ市長、第三セクターと違ってですね、行政が役員に入るとか、そういったことできないんですけども、監視をするという意味じゃなくてね、常にこの会社の中身とかそういったものを行政も入ってですね、一応役員会に出席をして意見を述べるとかですね、議会の意見も聞きながらそれも反映するとか、これは特別にそういった同じ指定管理の中でも、これ特別な扱いをしなければならないんじゃないかと私は思っているんですよ。観光関連の会社というのは、これ宮古島の顔になるわけですから、非常に重要なことでしてね、たまには市長も出席して役員会なりなんなり、意見交換会なりがあったらですね、私そういった意見を市長は述べてもいいんじゃないかと、こういう場をつくることも必要なんじゃないかと思うんですよ。ですから、もう委託管理しました、じゃ指定管理料受けましたから、どうぞご自由にやってくださいというんじゃないかと、やっぱり議会も行政もこれずっと見てなきゃならないと思っていますので、その辺何か市長、感想があればお聞きしたいんですけど、どうしたらいいのかという、これから。

◎市長（下地敏彦君）

やっぱり指定管理をするわけですから、指定をしてそのままということにはならないと思います。したがって、伊良部島のものだけじゃなくてですね、全ての指定管理をしたものについて適正に運営されているかどうかと、そういう意見の交換はやってまいりたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

いいですか。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時22分）

再開します。

（再開＝午後 2 時24分）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第 4、議案第 8 号から日程第20、議案第17号までの計17件については、会議規則第37条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第4、議案第8号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第5、議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

今回の引き上げは、人事院勧告に基づく職員の給与改定に関連しての引き上げということです。市長、副市長の期末手当、いわゆるボーナスが増額となります。今アベノミクスによる景気回復の実感は、市民にはありません。社会保障給付費の連続削減、それから医療費等の負担増のもと、市民からは給料が上がらない、年金が下がる一方の中、消費税の増税と円安で物価が上がり、負担はふえるばかりだ、そういう悲鳴が上がっています。職員の賃金引き上げによって消費購買力を引き上げることは必要と考えますが、政治にかかわる市長、副市長らのボーナスをこのような時期に引き上げるべきではありません。また、市民の理解は到底得られないと考えます。

以上の理由で議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について反対いたします。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について賛成の立場から討論します。

人事院勧告によってですね、一般職の職員の給料が上がったと。それに均衡を保つために特別職の職員も上げていくと。当然のことだと思うので、賛成をいたします。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第9号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(山里雅彦君)

挙手多数であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第6、議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

議案第9号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてとほぼ中身は、理由は同様なんです、市民の暮らしが大変な中での議員の期末手当引き上げは認められないということです。また、議員みずからの期末手当を引き上げることはお手盛りとの批判もあります。市民感情からも受け入れられないと考え、以上の理由で議案第10号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について反対いたします。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第10号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(山里雅彦君)

挙手多数であります。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第7、議案第1号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第8、議案第2号、令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第9、議案第3号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第10、議案第4号、令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第11、議案第5号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第12、議案第6号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第13、議案第7号、令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第14、議案第11号、平良港旅客受入施設建設工事（建築）請負契約についてに対する討論の

発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第15、議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事(メインスタジアム・建築)請負契約についてに対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

私は、議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事(メインスタジアム・建築)請負契約についてについて反対の立場で討論いたします。

私は、これまでもですね、伊良部島の野球場建設については今優先すべき事業なのかということで疑問を呈してきました。また、同様にですね、多くの市民からも同様な意見を聞いております。また、今でもですね、宮古島市には市民球場というプロ野球仕様といいますか、そういった立派な野球場があります。また、合併時の新市建設計画の中のリーディングプロジェクト、それからまた平成27年3月に改定された同計画のリーディングプロジェクト、このいずれにもですね、この野球場建設についてはのっていません。ですから、私としては建設計画の中のリーディングプロジェクトにのっている事業のほうが優先されるべきではないかというふうに考えます。また、リーディングプロジェクトにのってなくてもですね、ほかに緊急にすべき事業があるのではないかというふうに考えます。議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事(メインスタジアム・建築)請負契約については、事業そのものというよりはこの請負契約についてということでもありますけれども、私は請負契約以前にですね、事業そのものにこれまでも反対してきましたことから、議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事(メインスタジアム・建築)請負契約については反対といたします。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第12号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第16、議案第13号、伊良部屋外運動場整備工事（スポーツ交流棟）請負契約についてに対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

議案第13号、伊良部屋外運動場整備工事（スポーツ交流棟）請負契約についてについても先ほど議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約についてに述べたとおりですね、同様の理由で反対します。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

議案第13号、伊良部屋外運動場整備工事（スポーツ交流棟）請負契約についてに賛成の立場から討論します。

この工事契約書については、行政手続上何の問題もないだろうというのが確認できました。それと、加えてですね、下島空港が開港して、これから伸びゆく伊良部地域の核となるべき施設になるだろうという思いから賛成いたします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第13号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第17、議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてに対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

この議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約についてについても議案第12号、伊良部屋外運動場整備工事（メインスタジアム・建築）請負契約について、議案第13号、伊良部屋外運動場整備工事（スポーツ交流棟）請負契約についてに対する同様の理由でですね、反対します。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

議案第14号、伊良部屋外運動場整備工事（外構）請負契約について賛成の立場から討論します。

まず、この計画が持ち上がったときにですね、伊良部島の発展のためには私はぜひ必要な施設じゃないかなと思っておりました。観光客、ホテルとか関連施設だけじゃなくてですね、宮古島のスポーツアイランドにふさわしいこういった野球場ができるという、グラウンドができるということはですね、私ある意味では大きな宮古島の目玉になるんじゃないかと思っております。何もプロ野球の誘致だけがいいというわけじゃなくてですね、これは社会人、それから大学、高校、そういったものに開かれた宮古島のスポーツアイランドとしてのアピールがこのグラウンドを通じてできるんじゃないかと。財政的に見ましてもですね、私も三、四年ぐらいまでは工事が70億円、80億円、100億円といったらちょっとおかしいかと、大丈夫かなとは思っていましたが、ここ二、三年の宮古島市の財政状況見ておりますとですね、全くとは言いませんけども、ほとんど問題がないかと。私は、健全財政を維持しているなど評価しているものですから、今できるときに力を蓄えて、宮古島の基盤づくりをですね、市長が今進めているリーディングプロジェクトと並行してこれやっていくのに何の問題もないと、むしろ宮古島全体の活性化になると。それは、國仲昌二議員がおっしゃるように反対する市民もいるんでしょう。でも、それと同じように賛成する市民もたくさんいることを忘れないでもらいたい。これ反対、反対とだけ言っていますとですね、なるほど、そうなのかなという人がいると思うんですけど、たまには賛成ですと大きな声で言わないとわかってもらえない市民もいると思うので、あえてこの野球場に関してはアマチュアスポーツのですね、私はメッカとして、これはぜひ県内外にアピールしてもらいたい事業だと思って賛成をいたします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第14号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり否決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第18、議案第15号、久松放課後児童クラブ指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第19、議案第16号、宮古島市多面的交流促進施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第20、議案第17号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は可決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして、令和2年第1回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午後2時43分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和2年1月30日

宮古島市議会

議長 山里雅彦

議員 砂川辰夫

〃 國仲昌二